

令和7年3月12日

八尾駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行)場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
4	感染性廃棄物収集・運搬ほか5件	陸上自衛隊 八尾駐屯地	7.4.1~ 8.3.31	7.3.12	7.3.19 10:00	7.3.19 10:00	① 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有しない者であっても、少額随契と同等規模の契約を常時継続的に締結していることを証明できる者、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者であれば参加可 ② 産業廃棄物収集運搬又は処分の許可証の提出	・総品目総額決定 (単価総額)
			以下余白					

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒581-0043

住所：大阪府八尾市空港1-81

契約機関名(担当)：陸上自衛隊八尾駐屯地第398会計隊八尾派遣隊 (元村)

電話番号(内線)：072-949-5131 (内線:348)

FAX番号：072-949-5313

メール：メール ma429fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

5 仕様書に関するお問い合わせ先

契約機関名(担当)：八尾駐屯地業務隊衛生科 (延利)

電話番号(内線)：072-949-5131 (内線:333)

見積書

件名リスト一連番号 4 (7.3.12)

(税抜き)

見積金額¥

	品名	規格	単位	予定数量	単価	金額
1	感染性廃棄物収集・運搬	仕様書のとおり	箱	30		
2	感染性廃棄物処理	仕様書のとおり	箱	30		
3	非感染性廃棄物収集・運搬	仕様書のとおり	箱	1		
4	非感染性廃棄物処理	仕様書のとおり	箱	1		
5	廃レントゲン現像液収集・運搬	仕様書のとおり	缶	1		
6	廃レントゲン現像液処理	仕様書のとおり	缶	1		
7		以下余白				
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	納入場所 (履行場所)	陸上自衛隊八尾駐屯地			納期 (履行期限)	7.4.1~8.3.31
	契約保証金	(免除)			入札(見積)書 有効期間	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(個人の場、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和7年3月19日

分任契約担当官陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 寺内 宏 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者氏名
担当者連絡先

※押印は担当者名とその連絡先で代えることができます

市場価格調査書

件名リスト一連番号	4 (7.3.12)
-----------	--------------

(税抜き)

見積金額¥

品名	規格	単位	予定数量	単価	金額
1 感染性廃棄物収集・運搬	仕様書のとおり	箱	30		
2 感染性廃棄物処理	仕様書のとおり	箱	30		
3 非感染性廃棄物収集・運搬	仕様書のとおり	箱	1		
4 非感染性廃棄物処理	仕様書のとおり	箱	1		
5 廃レントゲン現像液収集・運搬	仕様書のとおり	缶	1		
6 廃レントゲン現像液処理	仕様書のとおり	缶	1		
7	以下余白				
8	—— その他必要な内訳については下記または別紙に記載をお願いします。				
9					
10					
11					
12					
13					
14					
納入場所 (履行場所)	陸上自衛隊八尾駐屯地		納期 (履行期限)		7.4.1～8.3.31
契約保証金	(免 除)		入札(見積)書 有効期間		/

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 寺内 宏 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 氏 名
担 当 者 連 絡 先

※押印は担当者名とその連絡先で代えることができます

仕 様 書

件 名	感染性廃棄物収集・運搬 他 5件	作 成 年 月 日	令和7年3月3日
		部 隊 名	八尾駐屯地業務隊衛生科
		調 達 要 求 番 号	5RSC1CF0008

1 総 則

本仕様書は、八尾駐屯地業務隊衛生科で発生した感染性医療廃棄物の外注処分について必要事項を規定する。

2 項 目

- (1) 感染性廃棄物収集・運搬 1CA、20L
- (2) 感染性廃棄物処理 1CA、20L
- (3) 非感染性廃棄物収集・運搬 1CA、50L
- (4) 非感染性廃棄物処理 1CA、50L
- (5) 廃レントゲン現像液収集・運搬 1CN、20L
- (6) 廃レントゲン現像液処理 1CN、20L

3 期 日

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 作業委託の調整

官側と部外委託業者による電話での相互調整で日程等の調整をする。

5 処理作業の管理について

部外委託業者は180日以内に最終処分を終了させること。

但し、令和8年3月31日までに最終処分を終了させること。

6 その他

- (1) 履行確認については、衛生科長がマニフェスト状況「最終処分」完了を合否の判断とし、本役務の完了とする。
- (2) 本仕様書に明記していない事項については官側との相互調整の上実施する。
- (3) マニフェストは部外委託事業者が用意するものとする。